

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十九号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令及び中間法人法施行令の廃止（第一条）
- 第二章 内閣関係（第二条―第十四条）
- 第三章 総務省関係（第十五条―第二十一条）
- 第四章 法務省関係（第二十二条―第二十九条）
- 第五章 外務省関係（第三十条）
- 第六章 財務省関係（第三十一条―第三十三条）
- 第七章 文部科学省関係（第三十四条・第三十五条）
- 第八章 厚生労働省関係（第三十六条―第四十五条）
- 第九章 農林水産省関係（第四十六条―第五十八条）
- 第十章 経済産業省関係（第五十九条―第六十七条）
- 第十一章 国土交通省関係（第六十八条―第七十六条）
- 第十二章 環境省関係（第七十七条―第七十八条）
- 附則

第一章 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令及び中間法人法施行令の廃止  
行令の廃止

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。  
一 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十一号）

二 中間法人法施行令（平成十七年政令第三百六十五号）

第二章 内閣関係

第一条 船主相互保険組合法施行令の一部改正

第二条 船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中、「第三十五条の三第四項」を、「第三十五条の三第六項」に改める。

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

第二条第二項中、「財団法人日本体育協会」の下に、「昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会」という名称で設立された法人をいう。」を加える。

（道路交通法施行令及び沖繩振興特別措置法施行令の一部改正）  
第四条 次に掲げる政令の規定中、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を、「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。  
一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八條第二項  
二 沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）第二十五条第四号  
（信用金庫法施行令の一部改正）  
第五条 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。  
第五条の四中、「第三十五条の九第二項」を、「第三十五条の九第四項」に改める。  
（沖繩振興開発金融公庫法施行令の一部改正）  
第六条 沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項第一号中、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人」を、「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。  
（協同組合による金融事業に関する法律施行令及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）  
第七条 次に掲げる政令の規定中、「第六十九条第一項」を、「第六十九条」に改める。  
一 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条の表第四十五条第七項第一号の項及び第四十五条第八項の項並びに第五条の三の表  
二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）第五条第二項第一号  
（労働金庫法施行令の一部改正）  
第八条 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第一条の六中、「第三十七条の七第二項」を、「第三十七条の七第四項」に改める。  
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）  
第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。  
第一条中、「社団法人全日本ダンス協会連合会」の下に、「昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。」を、「財団法人日本ポールのムダンス連盟」という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。」を加える。  
（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正）  
第十条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。  
第十一条第五項を削る。  
（構造改革特別区域法施行令の一部改正）  
第十一条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。  
第二条第四号を次のように改める。  
四 公益社団法人及び公益財団法人  
（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
第十二条 前条の規定による改正後の構造改革特別区域法施行令第二条第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。